

令和4年度福祉サービスの申請はお済みですか

◆心身障がい者福祉タクシー等
利用助成事業

障害者手帳をお持ちの方にタクシー等利用券を交付します。

●内容

タクシー等利用券（700円12枚綴）を1冊交付。人工透析のために通院している方は2冊（人工透析患者通院交通費助成や病院の無料送迎を利用していない方に限る）。

●対象者

・身体障害者手帳1～3級の方
（下肢機能障害の方は1～4級の方）

・療育手帳A、Bの方
・精神障害者保健福祉手帳1～2級の方

すでに利用券をお持ちの方は、ぜひ今年度中にご利用ください！

◆人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析療法を受けるための通院交通費の助成を行います。

●対象者

身体障害者手帳所有の本人所得税非課税の方で、生活保護法などにより通院交通費の助成を

受けていない方

●助成額
自宅から医療機関までの往復距離により

- ・20キロ未満 月額 3000円
- ・20キロ以上30キロ未満 月額 4000円
- ・30キロ以上 月額 5000円

◆在宅酸素療法者支援事業

医師の処方により在宅酸素療法を行っている方に酸素濃縮器の電気料金の助成を行います。

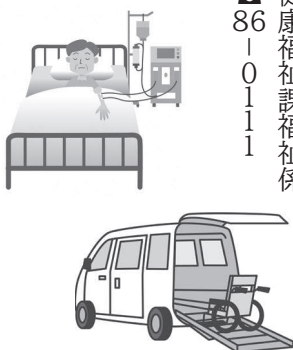
●助成額

身体障害者手帳3、4級を所有している方は月額1600円、それ以外で本人所得税非課税の方は月額800円
※その他の福祉サービスのご案内は、町報5月号16・17頁をご覧ください。

【問い合わせ】

健康福祉課福祉係

☎ 86-1011



子育て支援住宅入居者を募集します

子育て世帯が安心して生み育てやすい環境作りのために整備した住宅の入居者を募集します。

- 所在地：白鷹町大字鮎貝7341番地
- 募集戸数：3戸（白鷹町外在住者向け）
・3戸のうち、2戸は令和3年度竣工、1戸は平成22年度竣工
- 住宅形式：寝室2部屋＋リビングダイニングキッチン＋浴室
- 家賃
・2子までを扶養する世帯…35,000円
・3子以上を扶養する世帯…30,000円
- 入居資格：次の全てを満たすこと
①子を持つ夫婦世帯で、お子さんが現在小学校就学前であること（1人以上）
②公営住宅法で定める基準に準じ、世帯の月額所得の合計が313,000円を超えないこと
③自らが居住するために住居を必要としていること
④市町村民税を滞納していないこと
⑤暴力団関係者ではないこと

【申込・問い合わせ】建設課管理係 ☎ 85-6140

- 期限付入所：1番下のお子さんが小学校を卒業する年の3月31日まで入居できます。
- 申し込みに必要な書類
入居者全員の所得がわかる書類（源泉徴収票の写しなど）、住民票謄本、入居予定者全員の最新の市町村民税納税証明書をご準備のうえ、建設課管理係までお申し込みください。
- その他：申込者多数の場合は抽選により決定します。
- 募集期間：9月15日（木）～9月30日（金）
午後5時まで ※土日祝日を除く
- 入居者の決定：10月下旬
- 入居可能時期：11月上旬
- 敷金：家賃の3ヶ月分



■大雨災害義援金にご協力ください

7月14日からの大雨により、宮城県内で被害が発生しました。また、8月3日からの大雨により、山形県内をはじめ各地で被害が発生しています。

この災害で被災された方々を

支援するため、日本赤十字社は下記のとおり義援金を受け付けております。お寄せいただいた義援金は、全額を被災された皆さまにお届けいたします。皆さまの温かいご支援をよろしくお願いたします。

●受付している義援金・救援金

▼令和4年8月大雨災害義援金

《山形県》《山形県以外》

▼令和4年7月大雨災害義援金

《宮城県》

▼アフガニスタン地震救援金

▼ウクライナ人道危機救援金

●受付場所・時間

・白鷹町役場1階町民課窓口前

・白鷹町健康福祉センター

※午前8時30分から午後5時まで

※月・金曜日（祝日を除く）

・白鷹町立図書館（山形県大雨

災害義援金）

※午前9時から午後7時まで

（第2・4木曜日を除く）

※個人・法人からの2,001

円以上の義援金は、税制上の優

遇措置の対象となります。事務

局で受領証を発行しますので、

希望される方は健康福祉課窓口

へお越しください。

※振込等での協力方法は、日

本赤十字社ホームページをご覧

ください。

【問い合わせ】

日赤白鷹町分区分事務局（健康福

祉課福祉係）

☎ 86-0111

■愛染明王例大祭 中止のお知らせ

例年10月26日に開催しております「愛染明王例大祭」は、今年度に入り林道の路肩崩落等新たな被災箇所が確認され通行不能のため、中止とさせていただきます。

皆さまのご理解をお願いいたします。

【問い合わせ】

（一社）白鷹町観光協会

☎ 86-0086

きのこ食中毒にご注意ください！

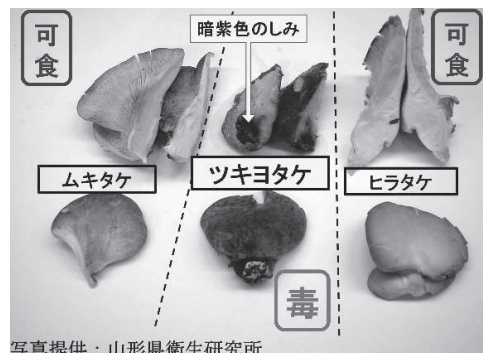
毎年、毒きのこによる食中毒が発生しています。

天然のきのこには毒があるものがたくさんあり、簡単な見分け方もありません。

「知らないきのこは採らない、食べない、おすそ分けしない」を心がけ、少しでも不安に感じた場合は「もったいない」と思わずに捨ててください。

もし、きのこを食べた後に嘔吐やしびれなどの中毒症状を呈した場合は、きのこの残品を持参し、早急に医療機関を受診してください。

＜ツキヨタケ（毒）と類似きのこ＞
ツキヨタケは、裂いた時に軸の付け根に「暗紫色のしみ」が見られることが多い。
※これらのきのこが混じって生えていることがあります。



写真提供：山形県衛生研究所

HPにも写真を掲載しております

毒きのこ食中毒予防のポイント！

①知らないきのこは採らない、食べない。

②食べられるきのこの中に、似ている毒きのこが混じって生えていることがあります。

③少しでも不安を感じたら廃棄しましょう。

「縦に裂けるきのこは食べられる」「毒きのこは美しい」「虫の食べたきのこは食べられる」などの言い伝えは、科学的根拠のない迷信です。

④安易なおすそ分けはやめましょう。

「知らないきのこは採らない、食べない、人にあげない」

農林課農業振興係 ☎ 85-6107（直通）